

平成十九年十一月二十日提出  
質問 第二五〇号

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問主意書

一 講談社より発行されている「現代」二〇〇六年七月号で、現在起訴休職中の外務事務官である佐藤優氏が「官房長よ、私と対決しようじゃないか 外務省『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」という見出しで論文（以下、「佐藤論文」という。）を発表している。「佐藤論文」では、政府がこれまでの政府答弁書（内閣衆質一六三第一四号、内閣衆質一六四第六八号、一九六号）で重ねてその事実は確認されていないと答弁してきた、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルールで売却し、外貨に換金する「ルール委員会」なる裏金組織について触れており、その百十頁から百十一頁にかけて「外務省が『お尋ねの事実は存在しない』ではなく『確認されていない』と答弁したことはある意味で賢明だ。後で虚偽答弁と追及される危険から逃れることができるからだ。『ルール委員会』という裏金組織は確かに存在した。鈴木宗男氏の質問に記された内容はおおむね事実だ。なぜなら筆者もこの委員会からルールを購入し裨益しただけでなく、ある時期、上司からこの業務を担当するようにとの指示を受け、担当者から詳細な引き継ぎを受けたからだ。しかし、筆者があまりに嫌な顔をしたせい、筆者がこの『汚れ仕事』を担当したのは二日間だけで、再び

前任者に戻った。その後、『ルール委員会』の業務を筆者の後輩が担当したが、『汚れ仕事』に嫌気がさして外務省を退職した。筆者自身はこの制度を用いて私用車を売却しなかったが、それは筆者が『クリーン』だったからではなく、モスクワ在勤期間が長すぎたので、その間にルールの公定レートと闇レートの差がなくなり、旨味がなくなった『ルール委員会』が解体してしまったからだ。しかし、筆者自身、闇ルールの購入で経済的に裨益したのは紛れもない事実だ。このことについては、外交特権で感覚が麻痺してしまったことを深く反省している。」と述べていることを外務省は承知しているか。

二 一の「佐藤論文」の内容は事実を反映しているか。

三 二で、「佐藤論文」の内容が事実を反映していないのならば、外務省から佐藤優氏に対して何らかの意見を伝えたか。

四 三で、意見を伝えていないのならば、それはなぜか。外務省はこれまでの政府答弁で「ルール委員会」の存在を認めていないが、「佐藤論文」では「ルール委員会」の詳細について生々しい記述がなされている。外務省があくまで「ルール委員会」の存在を認めないのならば、「佐藤論文」について意見を伝えなくては外務省の対応として矛盾していると考えるが、外務省の認識如何。

五 佐藤優氏は「佐藤論文」の中で、「国会が筆者を参考人招致するならば、その場で具体的事実、外務官僚の実名を含め、筆者の記憶に基づく真実をすべて語りたいと考えている。筆者は『死に場所』を求めている。国会の場で、日本外交を八方塞がり追い込み、国益を毀損している一部の外務官僚と文字通り刺し違えたいと考えている。」と述べているが、政府として、「ループル委員会」の存否を明らかにするために、佐藤優氏並びに外務省の関係者が国会に招致された場合、国会の場において事実関係を明らかにする考えはあるか。「佐藤論文」の内容は、外務省職員であり、かつてモスクワで勤務し、まさに「ループル委員会」のメカニズムを詳細に知り得ている者の発言であるところ、政府として公の場で「ループル委員会」の存否について明らかにすべきであると考えているが、政府の見解如何。

右質問する。